

川口市SKIPシティC1街区施設建設工事に伴う基本設計及び実施設計等業務委託
プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 SKIPシティC1街区施設建設工事に伴う基本設計及び実施設計等業務委託（以下「業務委託」という。）について、プロポーザル方式により業務委託先を決定するため、業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、業務委託に最適な候補者及び次点候補者を特定する。

(組織)

第3条 委員会は委員9名をもって組織し、委員長、副委員長及び委員は、次のとおりとする。

委員長	副市長（経済部担当）
副委員長	経済部長
委員	建設部長、SKIPシティ整備室長、産業労働政策課長、経営支援課長、産業振興課長、建築課長、電気設備課長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委託業者の選定が完了する日までとする。

(会議)

第5条 委員会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、審議事項に関して関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 委員会は、非公開とする。

(中立の保持)

第6条 委員は、業務委託プロポーザルに参加している者に対して、特定の利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

- 2 委員は、直接間接を問わず、業務委託プロポーザルに参加してはならない。
- 3 委員は、提案者と利害関係がある場合は、選定に関与しないものとする。

(評価方法)

第7条 業務委託に最適な候補者の選定は、プロポーザル参加者から提出された参加表明書、技術提案書及びヒアリング審査の結果により評価する。

2 候補者及び次点候補者は、審査委員全員の評価をもとに決する。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、経済部SKIPシティ整備室に置く。

(秘密の保持)

第9条 委員会の会議の内容又は職務上知り得た秘密は、これを厳守しなければならない。

(その他)

第10条 ここで定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、令和4年5月9日から施行する。